

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

・当社及びその子会社(以下、当社及びその子会社を合わせて「当社グループ」といいます)が、経営理念の実現を通して地域社会に貢献することにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、当社グループにおける企業統治の基本的な考え方、基本方針等を定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、公表しております。

【コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方】

・当社グループでは、ステークホルダーであるお客さまや地域、株主の皆さまからの高い評価と揺ぎない信頼を確立するため、財務面での健全性や収益力の向上と共に、コーポレートガバナンスの強化・充実を経営上の重要課題と認識し、企業経営に関する監査・監督機能の充実や経営活動の透明性向上に努めます。

【経営理念】

私たちは

信頼される金融グループとして

みなさまの期待に応えるサービスを提供し

地域社会の発展に貢献し続けます

変化に果敢に挑戦し

新たな価値を創造します

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則4-11】

・当社の取締役会は、経営の意思決定・監督機能を適切に果たすため、公認会計士、弁護士、会社経営者、大学教授の4名の独立社外取締役を含む、知識、経験、能力をバランスよく備えた多様性のある構成としております。

・ジェンダーや国際性の面での多様性の確保については、今後、取締役会全体としての実効性の向上を図るための取組みの一つとして検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

・当社及び子銀行は、政策保有株式については、取引先および当社グループの中長期的な企業価値の維持・向上に資すると判断される場合において限定的に保有し、株式保有リスクの抑制や資本の効率性等の観点から、取引先企業との十分な対話を経たうえで、縮減を進めることを基本方針としております。

・個別の政策保有株式については、「政策保有株式の保有に係る基本方針等」を定め、リターンおよびリスクを踏まえた中長期的な経済合理性や、取引先の成長性、将来性、もしくは再生等の観点、取引先と地域経済との関連性の観点および業務提携等の事業戦略上の観点から定期的に取締役会にて検証し、保有の可否を総合的に判断しております。なお、中長期的な経済合理性については、資本コスト等を勘案した基準に基づき検証しております。

・当社が保有する株式は、関連会社株式のみであり、政策保有株式は保有しておりません。子銀行が保有している個別の政策保有株式の検証については、2018年12月31日を基準に取締役会で保有の適否を検証し、検証の結果、保有の意義が認められない政策保有株式については、取引先企業との十分な対話を経たうえで、縮減に向けた交渉を行っていくことを確認いたしました。

・政策保有株式に係る議決権の行使にあたっては、取引先が適切なガバナンス体制を構築し、中長期的な企業価値の向上につながる適切な意思決定を行っているかという観点を踏まえ、当社グループの保有目的等も勘案し、議案ごとに、総合的に賛否を判断することとしており、特に以下のような議案については、必要に応じて取引先との対話等も実施のうえ、賛否を慎重に判断いたします。

(1) コンプライアンス態勢に問題がある場合の取締役選任議案や退職慰労金贈呈議案

(2) 中長期的な企業価値の増大が図られていない場合の取締役選任議案や退職慰労金贈呈議案

(3) その他、適切なガバナンス体制の構築上問題となる議案、及び株主価値を毀損する可能性のある議案

【原則1-7】

・当社では、「取締役会規程」において、当社が役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合、以下の競業取引および利益相反取引について、取締役会の承認を要することを定めております。

・取締役の競業取引

・関連当事者と当社の間の取引で、当社や株主共同の利益を害する懸念のある取引

「関連当事者」の定義

- ・役員およびその近親者(近親者とは、配偶者および二親等内の親族。以下同じ)
- ・主要株主およびその近親者(主要株主とは議決権10%以上を保有している株主)
- ・子会社、関連会社
- ・子会社、関連会社の役員およびその近親者

【原則2-6】

・当社の子銀行は、確定給付企業年金制度に係る年金資産の運用・給付その他の管理について、企業年金基金を設立のうえ実施しています。企業年金基金では、市場運用、リスク管理、経営企画、人事の各部門における資産運用や企業年金制度に精通した人材で構成する資産運用委員会を定期的に開催し、運用の基本方針や運用受託機関の評価等について審議するなど、安定的な資産形成と年金基金財政の適正な運営を実現するための人材配置、体制構築を計画的に行っております。

・また、企業年金基金では、自己又は基金以外の第三者の利益の拡大を図る目的をもって、積立金の管理および運用の適正を害する行為をしてはならない旨を規約で定めているほか、受益者代表が半数を占める代議員会における運用方針の決定、運用受託機関の選定を通じて、受益者と会社との間における利益相反の適切な管理に努めるとともに、受益者の利益の増進を図っております。

【原則3-1】

()当社は、経営理念および中期経営計画を策定し公表しております。詳細は、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

経営理念(<https://www.dhfg.co.jp/company/idea/>)

中期経営計画(<https://www.dhfg.co.jp/company/plan/>)

()当社グループにおけるコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、基本方針等を定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(https://www.dhfg.co.jp/esg/governance/pdf/governance_190325.pdf)

()取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続きについては、当社ホームページに掲載しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第14条に記載しておりますので、ご参照ください。

(https://www.dhfg.co.jp/esg/governance/pdf/governance_190325.pdf)

()取締役候補の指名と経営陣幹部の選解任を行うにあたっての方針と手続きについては、当社ホームページに掲載しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第10条および第11条に記載しておりますので、ご参照ください。

(https://www.dhfg.co.jp/esg/governance/pdf/governance_190325.pdf)

()取締役候補者の個々の指名の説明につきましては、当社ホームページにて開示しております「第1期定時株主総会招集ご通知」の「株主総会参考書類」に記載しておりますので、ご参照ください。

(https://www.dhfg.co.jp/financial/stock/meeting/pdf/20190521_general_meeting_01.pdf)

【補充原則4-1-1】

・法令上の取締役会専決事項、中期経営計画等の経営計画に関する事項、業務執行取締役の選任および解職等の取締役会決議事項の範囲を「取締役会規程」において定めております。

・また、経営意思決定の迅速化を図るため、取締役(監査等委員を除く)で構成される「経営会議」を設置し、取締役会からの権限委譲項目を「経営会議規程」において定めております。

・取締役会付議基準および経営会議付議基準の概要については、当社ホームページに掲載しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第5条に記載しておりますので、ご参照ください。

(https://www.dhfg.co.jp/esg/governance/pdf/governance_190325.pdf)

【原則4-9】

・社外取締役候補者の選任にあたっては、東京証券取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、「独立性判断基準」を満たす者としております。

・「独立性判断基準」については、当社ホームページに掲載しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第12条に記載しておりますので、ご参照ください。

(https://www.dhfg.co.jp/esg/governance/pdf/governance_190325.pdf)

【補充原則4-11-1】

・取締役会は、取締役会の機能を効果的かつ効率的に発揮するとともに、業務執行に対する実行性のある監督を実施するため、当社グループの業務に精通した「社内取締役(社外取締役以外の取締役をいう)」と、企業経営、財務会計等の各専門分野における高い見識と豊富な経験を有する「社外取締役」の候補の指名を行うこととしております。

・また、取締役会全体としての知識・経験・能力をバランスよく備え、多様性のある構成となるよう、且つ、有効な討議ができる適切な員数を維持するよう、指名・報酬委員会の審議及び答申を経たうえで取締役候補の指名を行うこととしております。

【補充原則4-11-2】

・本報告書提出日現在、取締役の重要な兼職状況は以下のとおりであります。

・なお、当社では、取締役の兼職の状況が合理的な範囲内であるかを、「当社の取締役会に相当程度出席が可能で、取締役としての役割・責務を果たしているかどうかの実態で判断する」方針としております。

【兼任状況】

・増田 宏一(社外取締役(監査等委員))

公認会計士

・福原 弘(社外取締役(監査等委員))

弁護士

・小田 敏三(社外取締役(監査等委員))

株式会社新潟日報社 代表取締役社長

・松本 和明(社外取締役(監査等委員))

京都産業大学経営学部 教授

【補充原則4-11-3】

・当社は、取締役会の機能強化に実効性を持たせていくため、取締役会にて、取締役会の構成、取締役の活動状況および取締役会の運営

状況等、取締役会の実効性に関する分析・評価を行っております。

・2018年度の実効性については、全取締役がアンケート形式による自己評価を行い、その結果を整理のうえ、2019年4月の取締役会において分析・評価を実施いたしました。

・取締役会での分析・評価の結果、取締役会において、社外取締役が自らの知見に基づき、適切な助言・監督を常時行っているなど、

2018年度の実効性は確保されていることを確認するとともに、一層の実効性向上に向けて、取り組んでいくこととしております。

・今年度は、当社を取り巻く経営環境の大きな変化等を踏まえ、従来にも増して社外取締役より有効な助言を得るべく、取締役会資料配布時期の早期化や、取締役会の議案や報告をまとめるにあたって執行部門で論点となった部分の事前説明等により、取締役会のさらなる実効性向上に取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2】

＜取締役のトレーニング方針＞

・取締役が、適切なガバナンス態勢の構築や、企業価値向上・地域貢献への取組み等、その役割・責務を適切に果たしていくうえで必要な知識・情報を取得、更新することができるよう、就任時に加え、就任後も継続的に、外部機関が提供する講習等も含め必要な機会を提供、斡旋するとともに、その費用を支援します。また、新任の社外取締役には、就任時において、当社グループの事業、財務、組織等に関する知識・情報を取得する機会を提供します。

【原則5-1】

・持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するために、当社が相当と認める範囲および方法により、株主の皆さまとの建設的な対話の促進に努めてまいります。

・株主の皆さまとの建設的な対話に対する方針については、当社ホームページに掲載しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第20条に記載しておりますので、ご参照ください。

(https://www.dhfg.co.jp/esg/governance/pdf/governance_190325.pdf)

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,978,500	6.52
明治安田生命保険相互会社	1,624,010	3.55
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,434,900	3.14
日本生命保険相互会社	1,156,885	2.53
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	888,414	1.94
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	886,643	1.94
東北電力株式会社	852,392	1.86
第四銀行職員持株会	804,045	1.76
大同生命保険株式会社	705,600	1.54
JP MORGAN CHASE BANK 385151(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	673,012	1.47

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
増田 宏一	公認会計士											
福原 弘	弁護士								○			
小田 敏三	他の会社の出身者								○			
松本 和明	その他								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
増田 宏一	○	○	増田氏は当社が会計監査を依頼している有限責任あずさ監査法人に勤務しておりましたが、2007年に同監査法人を退職しております。 また、増田氏は当社株式を所有しておりますが、当社の定める「独立性判断基準」(「その他独立役員に関する事項」欄をご参照願います。)を充足しております。	公認会計士としての財務・会計に関する豊富な知見を活かし、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上が期待できることから選任しております。 あずさ監査法人から退職後相当期間が経過しており、当社の定める「独立性判断基準」に基づき、増田氏と同法人の関係に起因する独立性への影響はないと考えており、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員と判断しております。

福原 弘	○	○	福原氏は虎ノ門カレッジ法律事務所に勤務しておりますが、同法律事務所は当社グループ会社との取引関係はございません。 福原氏は当社グループ会社と通常の銀行取引を行っているほか、当社株式を所有しておりますが、当社の定める「独立性判断基準」(「その他独立役員に関する事項」欄をご参照願います。)を充足しております。	弁護士としての法律に関する豊富な知見を活かし、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上が期待できることから選任しております。 当社の定める「独立性判断基準」に基づき、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員と判断しております。
小田 敏三	○	○	小田氏は株式会社新潟日報社の代表取締役を務めており、同社と小田氏は当社グループ会社と通常の取引を行っているほか、当社株式を所有しておりますが、当社の定める「独立性判断基準」(「その他独立役員に関する事項」欄をご参照願います。)を充足しております。	公共性・倫理性の高い報道機関の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上が期待できることから選任しております。 当社の定める「独立性判断基準」に基づき、株式会社新潟日報社との取引に起因する独立性への影響はないと考えており、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員と判断しております。
松本 和明	○	○	松本氏は京都産業大学経営学部教授として教鞭を執っておりますが、同大学と当社グループ会社との取引関係はございません。 松本氏は当社グループ会社と通常の銀行取引を行っているほか、当社株式を所有しておりますが、当社の定める「独立性判断基準」(「その他独立役員に関する事項」欄をご参照願います。)を充足しております。	大学教授としての経営学に関する豊富な知識と専門性を活かし、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上が期待できることから選任しております。 当社の定める「独立性判断基準」に基づき、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員と判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	1	1	4	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助するため、専任の使用人(監査等委員事務局スタッフ)を配置しております。当該スタッフは、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行しております。なお、当該スタッフの人事異動・評価については、監査等委員会と協議のうえ、決定します。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人である「有限責任あずさ監査法人」から監査方針・監査結果について報告を受けるとともに、適宜意見交換を実施することとしております。

また、監査等委員会は、内部監査部門である監査部から内部監査の方針・計画ならびに実施状況・結果について報告を受けるとともに、内部統制システムの整備状況および問題点等について適宜意見交換を実施し、監査部は、監査等委員会の監査業務に協力するなど、連携の充実・強化に努めることとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	0	2	4	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	0	2	4	0	0	社内取締役

補足説明 **更新**

< 委員の構成および構成員の氏名 >

・指名・報酬委員会規程において、構成員は、代表取締役および独立社外取締役をもって構成し、委員の過半数は独立社外取締役とすると定めており、現在代表取締役2名(並木富士雄・佐藤勝弥)および監査等委員である独立社外取締役4名(増田宏一・福原弘・小田敏三・松本和明)で構成しております。

< 主な検討事項 >

- ・監査等委員でない取締役の選任に関する事項
- ・監査等委員でない取締役の報酬限度額及び個別の報酬額に関する事項
- ・監査等委員である取締役の報酬限度額に関する事項

< 開催頻度及び出席状況 >

- ・2019年2月に本委員会を設置後、3月、4月に開催し、いずれも構成員全員が出席しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

< 当社の独立性判断基準 >

社外取締役候補者の選任にあたっては、東京証券取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、以下の「独立性判断基準」を満たす者としております。

【独立性判断基準】

当社グループにおける社外取締役候補者は、原則として、現在または最近において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

- (1)当社グループを主要な取引先とする者、またはその業務執行者
- (2)当社グループの主要な取引先、またはその業務執行者
- (3)当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等(当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に属するものをいう)
- (4)当社グループから多額の寄付等を受けている者、またはその業務執行者
- (5)当社グループの主要株主、またはその業務執行者
- (6)次に掲げる者(重要でない者は除く)の近親者

A.上記(1)～(5)に該当する者

B.当社グループの子会社の業務執行者および業務執行者でない取締役

「最近」の定義

実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

「主要な」の定義

直近事業年度の連結売上高(当社グループの場合は連結業務粗利益)の1%以上を基準に判定する。

「多額」の定義

過去3年平均で、年間1,000万円以上

「主要株主」の定義

議決権比率10%以上

「重要でない者」の定義

「会社の役員・部長クラスの者や、会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士等」ではない者

「近親者」の定義

配偶者および二親等内の親族

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入、その他
-------------------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬と当社グループの業績および株主利益の連動性を一層高めることにより、中長期にわたる株主価値の向上の経営意識を高めることを目的に、ストックオプション制度を導入しております。
また、賞与については、単年度の業績等に応じて支給しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、子会社の取締役、その他

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役(監査等委員を除く)、株式会社第四銀行の取締役(監査等委員を除く)および執行役員、株式会社北越銀行の取締役(社外取締役を除く)および執行役員をストックオプションの付与対象者としております。
なお、当社の監査等委員である取締役、株式会社第四銀行の監査等委員である取締役、株式会社北越銀行の社外取締役および監査役は、その職性を踏まえ、中立性・客観性を確保する観点から、対象としておりません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書で開示している2018年10月1日から2019年3月31日における役員報酬等は以下のとおりです。

	員数	報酬等の総額	固定報酬	賞与	株式報酬型ストックオプション
取締役(監査等委員を除く)(社外取締役を除く)	8名	16百万円	9百万円	3百万円	3百万円
取締役(監査等委員)(社外取締役を除く)	1名	12百万円	12百万円	-	-
社外役員	4名	13百万円	13百万円	-	-

なお、当社の監査等委員でない取締役の報酬につきましては、当社及び連結子会社(株式会社第四銀行及び株式会社北越銀行、以下「両行」)の取締役兼職に伴う職務や職責の増加を考慮し、各取締役が兼任する両行の役員報酬額に一定の割合を乗じた金額としております。
監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬のみで構成しており、常勤・非常勤の別によって報酬額を定めております。

(参考)

両行における役員の報酬等の構成及び決定方法は以下のとおりです。

【第四銀行】

監査等委員でない取締役の報酬等は、固定報酬と単年度の業績等に応じた賞与、及び株式報酬型ストックオプションにより構成されております。
固定報酬額については、役位別に基本額を定め、取締役会にて決定しております。賞与については、役位別に基本額を定め、年度毎の業績に応じた業績倍数を乗じた金額としております。業績倍数は50%～150%の範囲内で設定しており、主要な業績指標の実績を参考にしながら総合的評価により取締役会にて決定しております。株式報酬型ストックオプションについては、役位別に報酬額を定め、取締役会にて決定しております。
監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬のみで構成しており、常勤・非常勤の別によって報酬額を定め、監査等委員である取締役の協議にて決定しております。

【北越銀行】

取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、固定報酬と単年度の業績等に応じた賞与、及び株式報酬型ストックオプションにより構成されております。

固定報酬額については、役位別に基本額を定め、取締役会にて決定しております。賞与については、年度毎の業績を勘案のうえ取締役会にて決定しております。株式報酬型ストックオプションについては、役位別に報酬額を定め、取締役会にて決定しております。

社外取締役の報酬は、固定報酬及び賞与で構成しており、報酬額は取締役会にて決定しております。

監査役の報酬は、固定報酬及び賞与で構成しており、常勤・非常勤の別によって報酬額を定め、監査役の協議にて決定しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会にて承認された年間総額の範囲内で、監査等委員でない取締役は指名・報酬委員会の審議および答申を経た上で取締役会にて、監査等委員である取締役は監査等委員である取締役の協議にて、以下の方針に基づいて別途定める内部規程により、各役員の報酬額を年度ごとに決定いたします。

- ・株主やその他のステークホルダーに対する説明責任を果たしえる公正かつ合理性の高い報酬内容とする。
- ・報酬等の水準は、他社の水準等を勘案し、誠実な業務遂行等を通じて「持続的・安定的に成長し地域経済社会に貢献する金融グループ」を目指すという当社グループの役員の役割と責任に報いるに相応しいものとする。
- ・監査等委員でない取締役の報酬については、優秀な人材を当社グループの経営陣として確保でき、かつ年度業績向上や中長期的な企業価値増大へのインセンティブを高める報酬内容とする。
- ・具体的には、監査等委員でない取締役の報酬は、役割や責任に応じて支給する基本報酬のほか、社外取締役を除く取締役には、単年度の業績等に応じた賞与および中長期的な企業価値増大へのインセンティブを高めるためのストックオプションで構成するものとする。
- ・監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の監査・監督機能や独立性を考慮した報酬内容とする。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員会を補助するための専属スタッフを1名配置しているほか、取締役会の開催に際し、取締役会資料の事前配付や各議案の事前説明、各種情報提供を行うなど、社外取締役の職務遂行をサポートするための環境を整備しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
_____	_____	_____	_____	_____	_____
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			0 名		
その他の事項					

当社には、相談役・顧問制度はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、グループ全体の経営に関する基本的事項や重要な業務執行の決定を行うと共に、各取締役の業務執行の状況を監督する取締役会、取締役会と同様に監督機能を担うと共に、取締役の業務執行を監査する監査等委員会、取締役会の方針に基づき業務執行に係る事項の決定やグループ経営計画・戦略の執行状況の管理を行う経営会議をはじめ、ALM・リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、合併推進委員会を設置しております。

また、取締役の選解任や報酬に関する重要な事項を検討するにあたり、社外取締役の適切な関与や助言を得る機会を確保し、公正性・透明性・客観性を強化するため、指名・報酬委員会を設置しております。

なお、経営会議および各種委員会には、常勤の監査等委員も出席し適切に提言・助言を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む)に取締役会での議決権を付与することにより監査・監督機能の強化を図るとともに、権限の委譲により経営の効率化・機能強化につなげることで、コーポレート・ガバナンスを一層充実させ、更なる企業価値の向上を図ることが期待できることから、監査等委員会設置会社の機関設計を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年6月25日開催の第1期定時株主総会招集ご通知を2019年5月31日(25日前)に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を可能としております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページ、東証適時開示情報システム、議決権電子行使プラットフォームに掲載しております。
その他	2019年6月25日開催の第1期定時株主総会招集ご通知を2019年5月22日(34日前)に当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社グループのディスクロージャーポリシーを当社ホームページで開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	新潟県内において継続的に開催する予定であります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算後の2019年6月に東京で開催しており、また、2020年3月期中間決算後にも東京で開催する予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL: https://www.dhfg.co.jp/ 掲載情報 決算短信、決算説明資料、有価証券報告書、ディスクロージャー誌、会社説明資料、株主総会の招集通知等を掲載いたします。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、経営理念において「信頼される企業グループとして、みなさまの期待に応えるサービスを提供し、地域社会の発展に貢献し続ける」ことを掲げ、ステークホルダーの皆さまからの高い信頼の確立を目指しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループにおける取組みを当社のホームページやディスクロージャー誌で開示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループのディスクロージャーポリシーを当社ホームページで開示しております。

その他

当社グループは、職員一人ひとりがライフスタイルに応じて安心して働き、成長の喜びを感じることができる職場環境づくりと、地域とともに持続的な成長をするため、自律的な能力開発やチャレンジへの支援を両行が協働して進めております。

<女性の活躍に向けた取り組みについて>

【第四銀行】

女性の登用目標については、「2020年度末までに指導的地位にある管理・監督者の女性比率30%以上」を設定すると共に、女性活躍推進法に基づく行動計画において「2019年度末までに管理・監督者に占める女性割合を28%以上」とする中間目標を設定して、女性の能力開発プログラム強化や働き方の見直し・就業継続の支援に取り組んでおります。

○具体的な取り組み

・女性管理職の育成と上位管理職登用に向けた個別能力開発プログラムの実行

・法人営業部門への職務領域拡大に向けた研修カリキュラムの充実・休日勉強会等自己啓発機会の提供

・育児休業者の職場復帰サポート継続(キャリア懇談会の開催・育児支援給付金の支給等)による仕事と家庭の両立支援

【北越銀行】

女性職員の職域拡大に向けた取組を強化し、次世代管理職層を育成するとともに、男性の子育てへの意識を高めるため、女性活躍推進法に基づく行動計画において男性の育児休業もしくは配偶者出産休暇取得者割合の目標を定め、全職員が仕事と家庭の両立をできる職場環境づくりに取り組んでおります。

○具体的な取り組み

・法人営業等女性の職域拡大に向けた研修の充実や、休日セミナーでの自己啓発の場の提供および受講促進

・マネジメントスキル向上を目的とした研修の充実や、異業種交流等を通じた上位職への意識醸成

・育児休業制度や制度休暇の見直しおよび制度周知、育児休業復職セミナーの実施や外部機関との連携による復帰サポート

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制基本方針を定めており、内容は以下のとおりです。

1. 目的

・当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及びグループ会社の「業務の適正を確保するための体制」を整備するため、以下のとおり、「内部統制基本方針」を取締役会で決議し、その実効性の向上に努める。また、今後も適宜見直しを行い、内容の充実を図っていく。

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、当社及びグループ会社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、コンプライアンス規程を制定する。

・当社は、コンプライアンス委員会及びコンプライアンス統括部署を設置し、当社及びグループ会社のコンプライアンス遵守状況を統合的に把握・管理するとともに、コンプライアンスに関する体制を整備する。

・当社は、被監査部門から独立した監査部を設置し、監査部は、当社及びグループ会社の運営状況の監査を定期的に行い、監査結果を取締役会へ報告する。

・当社は、内部通報制度運営規程を制定し、当社及びグループ会社の役職員が法令違反行為等に対して通報・相談する場合の適正な仕組みを定めるとともに、通報者等を保護する体制を整備する。

・当社は、顧客保護等管理方針及び利益相反管理方針を制定し、当社及びグループ会社のお客さまの保護及び利便性向上に向けた体制を整備するとともに、お客さまの利益を不当に害することがないよう利益相反を管理する体制を整備する。

・当社は、反社会的勢力に対する基本方針及び反社会的勢力対応規程を制定し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断のための当社及びグループ会社の体制を整備する。また、反社会的勢力からの不当要求等について組織的に対応する。

・当社は、インサイダー取引等防止規則に基づき、業務上知り得た当社及びグループ会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・当社は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する体制を構築する。また、文書管理規程に基づき、株主総会、取締役会等、取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、保存するものとする。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、当社及びグループ会社の経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するためにグループリスク管理基本規程を制定する。

・当社は、当社及びグループ会社の業務の適切性及び健全性を確保するため、グループ統括的リスク管理規程を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行う。

・当社は、ALM・リスク管理委員会及びリスク管理統括部署を設置し、当社及びグループ会社における各種リスクを管理するとともに、損失の危険を管理するための体制を整備する。

・当社は、監査部がリスク管理統括部署のリスク管理体制の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、リスク管理体制の充実強化を図る。

・当社は、危機発生時において速やかに業務の復旧を図るため、業務継続に関する基本規程を制定し、危機管理について適切に体制整備を行う。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、経営目標を定めるとともに、経営計画を制定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。

・当社は、取締役会規程を制定し、取締役会を適切に運営するとともに、経営会議等を設置し、取締役会より一定事項の決定等を委任する。経営会議等は、受任事項の決定のほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会付議事項を事前に検討する。

・当社は、取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的に行われるよう組織規程、業務分掌規程、及び職務権限規程等により職務・権限・意思決定のルールを定める。

6. 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社及びグループ会社は、経営理念に基づき、企業集団としての事業戦略を共有し、グループ体となった経営を行う。当社によるグループ会社の管理については、グループ経営管理規程において、子会社等の経営計画等の重要事項についての協議・報告等に関する基本的なルールを定め、当社グループの健全かつ適切で効率的な運営を確保する体制を整備する。

・当社及びグループ会社は、財務報告に係るグループ内部統制規程に基づき、当社及びグループ会社の財務報告に係る内部統制体制を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。

・当社及びグループ会社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うとともに、グループ内取引等に係る基本方針、グループ内の業務提携等に係る基本方針に基づき、当社グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行う。

・監査部は、内部監査基本方針に基づき、業務の適正な運営を確保するため監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行う。

・当社は、当社及びグループ会社の役職員がグループ会社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合に、直ちに当社の取締役会に報告する体制を整備する。また、子会社から当社に報告を行う基準を明示し、グループ経営上必要となる事項等に係る報告体制を整備する。

・当社は、第5項で報告を行った役職員が報告を理由として不利益な取扱いを受けない体制を整備する。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

・監査等委員会が、その職務について効率性及び実効性を高めるため、監査等委員会の職務を補助すべき使用人(以下、「補助者」という)を配置する。

8. 前条の補助者の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項

・補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、監査等委員会と協議のうえ、決定する。

・当社は、補助者に業務執行に係る役職を兼務させない体制を整備するとともに、取締役(監査等委員である取締役を除く)は、補助者がその職務を遂行するうえで不当な制約を受けることがないよう配慮する。

9. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

・当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査等委員会規程等の社内規程に基づき、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、当該事実を監査等委員会へ報告する。また、監査等委員会は、法令及び諸規則に定める事項のほか、必要に応じて、取締役及び内部監査部門等の使用人その他のものに対して報告を求めることができる。なお、監査等委員会へ報告をした者に対し、当該報告を理由として不利益な取扱いを行わない。

・当社は、当社の内部監査部門から当社の監査等委員会に当社及びグループ会社の内部監査結果を報告する体制を整備する。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・当社は、監査等委員会が会計監査人、代表取締役、リスク管理部門、監査部門、内部統制機能を所管する社内部署と意見交換を行うなど、連携を図ることにより、監査が実効的に行われる体制を整備する。

・当社は、監査等委員会がその職務の執行により生ずる費用の前払又は償還並びに債務の処理等を当社に対し求めた場合は、速やかに当該費用の処理を行う。また、監査等委員会が必要と考える場合には、外部専門家の助言等を得るための費用を負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、「反社会的勢力に対する基本方針」を制定しており、反社会的勢力との関係遮断のための当社及びグループ会社の体制を整備しております。

＜反社会的勢力に対する基本方針＞

当社グループは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人、いわゆる反社会的勢力に対する基本方針を以下の通り定め、業務の適切性及び健全性の確保に努めます。

1. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては組織全体で対応し、毅然とした態度で関係を遮断します。
2. 反社会的勢力からの不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的措置を講じる等、断固たる態度で対応します。また、反社会的勢力に対する裏取引、不適切な便宜提供および資金提供は行いません。
3. 反社会的勢力との関係遮断および不当要求の排除等に当たっては、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携強化を図ります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

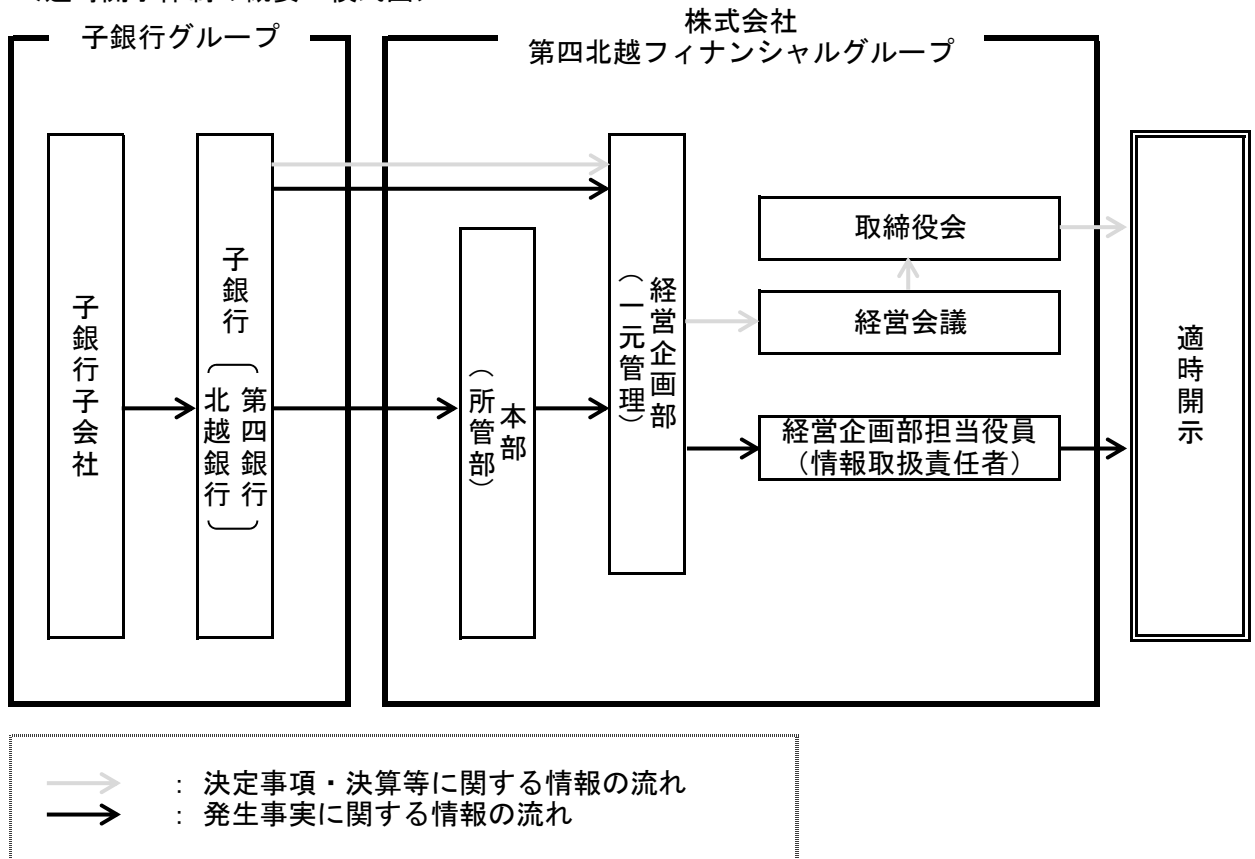
【適時開示体制の概要】

決定事実・決算等に関する重要な会社情報につきましては、取締役会等で決定された後、適時開示基準に従って、すみやかに情報開示いたします。

発生事実に関する重要な会社情報については、グループ会社も含め、直接または各部室を通じて間接的に、専任部署である経営企画部に一元集中する体制としております。

経営企画部では、法定開示・適時開示の要否を判断し、開示が必要と認められる重要な開示情報については、情報取扱責任者である経営企画部担当役員の承認を受け、情報開示する取扱いとしております。

<適時開示体制の概要：模式図>



<コーポレート・ガバナンス体制の概要：模式図>

